

掛川市条例第 2 0 号

掛川市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

掛川市長

(別紙)

掛川市特別会計条例の一部を改正する条例

掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2)（略） <u>(3) 大坂・土方工業用地整備事業特別会計</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2)（略）

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 大坂・土方工業用地整備事業特別会計の令和5年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。